

平成 20 年第 7 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 20 年 7 月 22 日、午後 2 時 00 分から稲城市役所 6 階 603 会議室において、平成 20 年第 7 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

指導室長 飯島 英世
指導主事 今田 敏弘
指導主事 玉野 麻衣
学校給食 小沢 太平
共同調理場所長
体育課長 岡本 育大
文化センター課長 真藤 隆之
図書館長 川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長 小川由紀夫
学校教育課庶務係 小沢 敏子
学校教育課庶務係 後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 23 号議案
「稲城市立中学校使用教科用図書採択要領について」
- (5) 日程第 5 第 24 号議案
「平成 20 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (6) 日程第 6 協議事項
- (7) 日程第 7 報告事項

委員長 　ただ今から、平成20年第7回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。
御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員 　をお願いいたします。
次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

1. 工事請負契約状況について
2. 平成20年6月分不登校による欠席児童・生徒数について
3. 稲城第三小学校体育館大規模改修工事の保護者説明会について
4. 後援者名義事業について
5. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問について
5. 道徳授業地区公開講座について
6. その他について
7. 教育相談所関係について
8. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 平成20年度給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. 稲城ふれあいの森関係について
5. 青少年指導者養成事業関係について
6. 青少年育成地区委員会関係
7. 芸術文化活動の振興について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. 市立公園内運動施設管理運営について
3. 体力づくり運動推進事業について
4. 学校等開放について
5. 社会体育施設管理運営について
6. スポーツ教室について
7. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館主催事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

図書館

1. 稲城市図書館子どもホームページ開設について
2. iプラザ図書館開設準備会について
3. 特別整理について
4. 職場体験について
5. 雑誌リサイクル会について
6. 中央図書館行事について
7. 城山体験学習館について
8. 中央図書館の視察・見学他について
9. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4. 第23号議案「稲城市立中学校使用教科用図書採択要領について」を議題といたします。

提案理由の説明を、お願いします。

教育長 本議案につきましては、稲城市立中学校使用教科用図書の採択に伴うその機能を円滑・適正に進めるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長 第23号議案につきましてご説明させていただきます。稲城市立中学校で、使用する教科用図書について、通常は教科用図書審議会に諮問し、答申を受けて適切な教科用図書を採択することになっています。しかしながら、平成22年度使用の教科用図書については、中学校学習指導要領に変更がなく、教科書検定申請がなかったため、その採択手続きを簡略化することができるとなっています。このことから、平成20年4月25日付東京都教育庁指導部管理課の通知では、前回の教科用図書審議会の答申を尊重して、審議会の開催を省略して、中学校教科用図書を採択することができるとしています。そのため、本議案では、5(2)審議会、(3)調査研究委員会による教科用図書の調査研究・審議を行わず、教育委員会の決定により、前回の採択資料に基づいて、同様の教科用図書の採択ができるよう平成22年度使用中学校教科用図書要領の「採択のための期間・組織・職務」の項に、なお、前回採択時から教科書の改訂がない場合（学習指導要領の変更がなく教科書改訂が行われていない場合）については、前審議会の答申を尊重して新たに審議会を設置することなく教科用図書の採択を行うことができる。」を加えました。また、5の(2)審議会③定数・組織のアでは、定数は10名としていますが、これは各学校長の人数を含むため、8その他に、学校数が変わった場合の定数について加え、本採択要領を定め、教科用図書の採択を円滑、適正に進めるため本議案を提出いたします。ご審議よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第23号議案「稲城市立中学校使用教科用図書採択要領について」を、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第23号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第5. 第24号議案「平成20年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

それでは、本議案については、人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。
よって、第24号議案は、秘密会といたします。
暫時休憩いたします。

(傍聴者・関係者以外の職員は退席)

(これより第24号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第24号議案秘密会は終了)

(傍聴者・関係者以外の職員入室)

委員長 それでは、再開いたします。
これより、第24号議案「平成20年度稲城市教育委員会職員の人事について」を、採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
よって、第24号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6. 「協議事項」です。

「稲城市立小中学校の学区変更について」を、同じく学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課庶務係長 それでは 稲城市立小中学校の学区変更につきまして、学校教育課庶務係長より説明をさせていただきます。

まず、今回の案件についての背景でございますが、稲城市は尾根幹線などの主要幹線道路の整備や南武線の高架化などによって、都市基盤整備前と比較して市内全体の街並みや道路状況が大きく変化をしております。特に尾根幹線につきましては、多摩ニュータウンを通過して相模原方面にまでつながる主要幹線道路として、施設前に予想した以上に交通量が多くなっており、道幅も大きいことから、児童生徒が横断する道路としては大変危険な状況でございます。また、南武線の高架に伴いましては、従来、踏み切りを横断することが危険であるとされていた通学区域についても、高架化後におきましては、以前より安全な通学路を確保できることとなります。

さらには、学校の適正規模に目を転じますと、現在増築を実施しております稲城第七小学校につきましては、コカコーラ工場跡地に建設されました大型集合住宅への転入児童が当初の推計と大きく乖離して少なくなっていることなど、基本方針の策定時とは状況が大きく変わってきております。

その中にありまして、今回ご提案をさしあげますのは、稲城第一小学校、稲城第四小学校、そして稲城第七小学校における学区域についてでございます。事務局として児童が通学をする上で懸案となっている箇所についてとそれぞれ説明をさせていただきます。

お手元に資料があると思いますが、資料の2ページ目をご覧ください。まず第一小学校でございますが、平成20年5月現在、18クラスとなっております。資料1というものでございます。この資料1は平成19年4月に推計を出したものでございますが、稲城第一小学校の学校規模は20クラスが最大使用可能のクラス数となっております。平成23年度の推計を見ていただきますと、この20クラスを超えます21クラスが推計値となっております。これを受けまして、学校教育課といたしましては、施設の増築が必要であるという認識に立ち、平成20年度予算で、稲城第一小学校の基本設計と実施設計を計上させていただきました。

一方、稲城第一小学校と隣接しております稲城第七小学校ですが、この定例会でも何度かお話をさせていただいておりますが、コカコーラ工場跡地にできましたマンションにつきましては、この大型集合住宅ができることや尾根幹線沿いの住宅増を見込んで、増築という経緯に至っております。

しかしながら、稲城第七小学校増築の大きな要因となったこの大型集合住宅の入居児童が、こちらの推計と著しく乖離して少なくなっておりまして、当初6学年で130人以上の転入児童を予定しておりましたが、実際には、平成20年7月現在でまだ5人の就学児童しか入ってきていないという状況でございます。このあまりにも大きな数字の隔たりを受けまして、教育部内部で今後の考え方について協議をいたしました。

その結果、尾根幹線、また川崎街道などの大型幹線道路の横断等、児童の安全を配慮した上で、再度学区域の見直しを行っていきたいということで、稲城第四小学校を含めたこの地区の3校における学区域について一定の整理をさせていただき、提案をさせていただくものでございます。

それが資料4にございます地図でございます。少し見づらいですが、縦に見て

いただきます。第一小学校学区が真中にありまして、上の方に第四小学校、下に第七小学校がございます。

まず今回一番大きな問題となっているのがでございますが㉠でございます。この㉠の箇所当該マンションがありますが、このマンションだけが稲城第七小学校学区に先行して学区変更の承認をいただいているところでございます。この㉠の区域については、尾根幹線を横断して稲城第一小学校に通学しなければならない区域であると同時に稲城第七小学校の方に通学距離が近いということもあり、稲城第一小学校学区から第七小学校学区に学区変更の検討の必要性がある箇所でございます。

また㉡の箇所でございますが、この箇所につきましては稲城第七小学校学区でございますが、通学に際して尾根幹線を渡らなければならないという箇所でございます。これは逆に、稲城第七小学区でございましたが、今回は稲城第一小学区の方に学区変更を検討をする必要性がございます。

それから少し見づらくなってしまうのですが、川崎街道の少し上の㉢の部分でございます。こちらにつきましては稲城第一小学校の学区ですが、これもやはり川崎街道を横断しなければ通学ができないところでございまして、稲城第一小学校から稲城第四小学校の方に学区変更を検討することが必要であると思われる箇所でございます。

続きまして、またその隣の㉣のところでございます。㉣は現在、ルネ稲城ですとか、高層マンションが建っているところでございますが、こちらの地域につきましては従前から川崎街道を横断しなければいけないということで、通学路点検等でも危険であるというご指摘をいただいているところでございます。これにつきましては、南武線の高架化に伴い、本来の児童の安全対策に発ちかえりまして、第七小学校から稲城第四小学校学区への変更について検討が必要であるということで提案をさせていただきました。

そして最後に㉤の欄でございます。こちらにつきましては学務係と調整の上、いろいろと協議したところですが、ここは尾根幹線か川崎街道のいずれかの横断をしなければならないというところであり、稲城第七小学校にするか稲城第四小学校にするか今後検討を必要とする箇所でございます。以上の5箇所につきまして、事務局から見た学区域変更の必要性のある箇所につきまして提案をさせていただきました。また、これ以外にも稲城市内全域において幹線道路整備後の学区域の変更につきましては検討の必要がある箇所についても将来的にはある一定の整理をさせていただく予定ではございますが、今回は緊急措置的な意味合いもあり、この5箇所につきまして先行した学区の見直しをさせていただきたいという提案でございます。

また、稲城第七小学校でございますが、これにつきましては平成23年度に、こちらの方の国庫交付金といいまして、稲城第七小学校の増築するにあたり、国から補助金を受けて建設をしております。その関係で平成23年の4月時点の教室数、クラス数というのが補助金の交付要件となっております。一方、稲城第一小学校は本年度に校舎増築の基本設計、実施設計ということで予算を計上してお

りますが、これにつきましては教育部の方針といたしまして、今回の学区変更の関係もありますことから、予算につきましてはこの9月議会の中で凍結の方向で進めていきたいという報告をさせていただきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、このように学区変更を実施することによって隣接する学校間における児童数の是正を行い、小中学校における将来的な施設整備につきましては、なるべく増築を回避していきたいと考えております。

また今後、建設する学校建物につきましては、止むを得ず増築をする場合もございますが、これにつきましては、従来の学校建築におけるRC造の学校ではなく、軽量鉄骨、いわゆる若葉台小学校のなかよし校舎と同様の造りで、今後、転用が利くような形で学校に建設をしてまいりたいと考えております。

今後の予定でございますが、本日定例会にてこの方針を協議していただきまして、8月の福祉文教委員会において考え方を報告させていただきたいと考えております。その際、稲城第一小学校増築にかかる設計予算につきましては凍結という方向で報告、説明をいたしたいと考えております。また、今後、この学区に関しましては今後、関係者による検討会を立ち上げて、協議し、その結果を踏まえて教育委員会定例会に報告するとともに、細かい地番等の規則改正をさせていただきたいと考えております。

今回、大型集合住宅に入居児童数について学務係の方の推計が著しく違ったということでございますが、これにつきましては、教育部としても反省をしているところでございます。今後既成市街化区域におきます児童発生率につきましては、学年あたり0.05という従前の発生率をただ使用するのではなく、住宅形態や購買層を踏まえた推計をしてまいりたいと考えております。

以上が今回の提案の内容でございます。よろしくご協議のほどお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 聞き逃したのかも知れませんが、もう一度教えていただきたいのですが、**②** **③** **④** **⑤** に関しましては指定して黒く塗られているのでこの部分がということがわかりましたのですけれど、**①** に関しましてどの範囲になりますか。

委員長 学校教育課庶務係長。

学校教育課庶務係長 **①**の方が見づらくて申し訳ございません。この**①**の区域については、今後の検討会の中で協議していただきたいと考えておりますが、現在事務局で考えておりますのは、三沢川のサイクリングコースのところからいって、一番左側が稲城第三中学校の横の部分がございまして、ここで区切られます。稲城第一小の一番端の学区までつながっているという解釈をしていただきたいと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。
安江委員。

安江委員 数字が著しく違ったということですが、その辺の、どういう具合になったのかお聞きしたいのですけれども。

委員長 学校教育課庶務係長。

学校教育課庶務係長 まず推計でございますが、稲城市内の集合住宅における平均の児童発生率を使用させていただいております。当該マンションにおける発生率の考え方でございますが、今までの市内における集合住宅の児童発生率が平均で5%を越えていることから、今回のこのマンションにおける予定戸数の450戸に対しまして5%を乗じて全体で135人、学年別では22人から23人の転入児童の増が見込まれたことにより、将来のクラス数を推計したところでございます。これは若葉台地区をはじめとするニュータウン地区全部も含めて稲城市全体の平均の児童発生率の0.05でございます。この0.05を使用するにあたりましては、教育部内部でもいろいろな論議があったところではございますが、もし施設を造ったとしても、それ以上の人数の児童生徒が転入してきた時の万全の備えとして、ある程度余裕をもった施設造りをしなければいけないということで、稲城市内集合住宅全体の平均である0.05の発生率を使用してきたところでございます。稲城第七小学校はこの計算式により、学年あたり22人くらいの予定していたところでございますが、実際には現在のところ全体で5人の就学児童しか確認できておりません。ただし推計の差でございますが、内容を分析いたしますと未就学児が非常に多くて、第二世代、いわゆる今幼稚園以下の未就学児がかなりの人数であります。今後、このお子さんたちが、稲城第七小学校に就学をしてくるわけでございます。またこのマンションで第一子がここにいるわけですが、第二子がこれから誕生をしてくる可能性が高いということで、実際には今後就学児童が増えていく集合住宅ではないかという分析をしております。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
教育長。

教育長 ただいまの事務局の説明の中で、今後増築にあたっては若葉台小で採用した軽量鉄骨プレハブ型でとお話をさせていただきましたが、今回、第七小学校をやってきてやはり本来の建物に新しい建築基準のものを増築するということは、この接合において相当な金額が生じるということもあつたし、それから更にもう一歩進めて将来、生徒の人口が減ったときにまたその施設をどう活用しようかといったときに単独型で造っておく方が、多目的にも転機できるのではないかと、そういったところまで見込んだ中で原案提案をさせていただきました。ですから、使ってみた結果、若葉台小学校も何ら苦情的なことも言ってきておりませんし、ま

た現に使ってみても大変使い勝手がいいということで好評を得ておりますので、それらも踏まえて今後、増築にあたってはそのような形が望ましいのではないかとということで、提案をさせていただいておりますので、またその点につきましてもご意見をいただけましたらありがたく思います。

委員長 いかがでしょうか。ご意見がありましたらということで。
安江委員。

安江委員 若葉台小学校の校舎に関しては、当初いろいろ将来的に発生するであろう問題が指摘されておりましたが、実際稼動してみますと非常にスムーズにいておりますので、校舎そのものも、それほど経費をかけなくても充分対応できるものができると思っておりますので、今のご提案のような形でいいかと思えます。

委員長 他にはいかがでしょうか。
では私の方から。
学区検討委員会というのがありますよね。そこの関係で、現在この見直しが行われていることについては、連絡調整等もうすでにされているのでしょうか。

学校教育課庶務係長 ご指摘をいただきました適正学区検討委員会ですが、市内小中学校の学区域につきましては、平成18年度に稲城市立学校適正学区等検討委員会において市内小中学校の学区域や学校適正規模について検討をし、報告をいただいたところがございます。また、教育委員会ではこの報告を受けまして、平成19年度に稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関する事等についての基本方針を策定したところがございます。この適正学区検討委員会でございますが、概ね5年に1度開催をしております。これは、人口変動や都市開発の状況等も含めまして、学校規模を見直す期間としては5年間が適当であるという判断から実施をしているものでございますが、その談でいきますと、次回の適正学区検討委員会の開催予定は平成23年度ということになります。その中にありまして、やはり尾根幹線の開通後における児童生徒の安全確保というものは、学区検討委員会の開催時にはまだ見えなかったということもあり、検討事項になかった部分でもございます。また、先ほど説明をさせていただきました稲城第七小学校の児童数につきましても推計時には全く予想もできなかったほどの差が生じたということで、教育委員会といたしましては緊急措置的な対応であるにご理解いただきたいと存じます。従いまして、今回の検討会につきましては5年ごとに開催されます適正学区検討委員会の答申は尊重し、その内容に沿った形で進めることを基本にし、あくまで臨時的に組織をさせていただくイレギュラーなものでございます。

委員長のほうからご指摘をいただきました適正学区検討委員会のメンバーへの周知でございますが、今後また改めて教育部としてどのような周知の方法が適切であるかを考えてまいります。また、委員長の森田先生には口頭ではございますが、今回の考え方の趣旨につきましては説明をさせていただいているところでご

ざいます。

委員長 ありがとうございました。
 他にはいかがでしょうか。
 安江委員。

安江委員 こうした大型施設ができる場合の子どもさんが、どれくらいいるかというのは、多分非常に難しい作業だとは思いますが、一つ提案をしたいのは、その開発事業者は、計画を立てる段階で販売のターゲットを絞るものです。その情報を市のほうとしてはいただいて、学校の運営にとって非常に貴重なデータであると、どういう方々を対象にして営業するか、もちろん営業をする側も思い通りに行くとはいりませんが、この人たちも充分市場調査をして販売するであろうということを考えますと、そうしたデータをいただいて、単純に 0.05 という発生率でするのではなくて、現実的な表を元に調整すれば多少今後変わってくるかもしれないと思います。そうしたことも今後必要でないかと思います。提案です。

委員長 ありがとうございました。
 他に。他にはないでしょうか。
 他に質疑等ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に日程第 7. 「報告事項」です。

本日の報告事項は、6 件です。まず、学校教育課より「稲城市立小中学校管理用パソコン配備について」説明をお願いいたします。

学校教育課庶務係長 平成 19 年度に小中学校の副校長 6 名と事務局 1 名で教職員用のパソコンの導入にかかる策定会議を 5 回程開催させていただきました。20 年度予算計上をさせていただきました。この 6 月にジャパンシステムという会社と契約の運びとなりまして、6 月 27 日に各学校に 2 台ずつ教職員用、成績管理用のパソコンが配備されました。これにつきましては、従来成績管理用のパソコンが無いがために、個人の私物のパソコンを学校に持ち込み、またあるいはご存知のように若葉台小学校の教員が USB を紛失してしまったというような事件がございました。そういった関係で施設整備担当課といたしまして、学校に成績管理用のパソコンを整備するのが急務であるという考え方にたちまして、今年度小中学校に各 2 台のパソコン配備を計上させていただいたところでございます。パソコン導入策定会議の経過に基づきますと、来年再来年も 2 台ずつ増として配備していく予定でございまして、最終的には学年 1 台ずつ、プラス 1 台くらいを各学校に配備したいというものでございます。

また、若葉台小学校につきましては、学校の規模が通常の学校の 2 倍ということでございますので、今、契約しております 2 台プラスもう 2 台、改めて契約をさせていただければと考えているところでございます。

内容でございますが、契約金額が、小学校が 2,205,000 円、中学校が 1,155,000、

計 3,300,000 円、コンピュータ機種は D E L コンピュータでございます。また、仕様はデスクトップ型で、O S はウィンドーズのビスタでございます。ソフトはワードとエクセルだけが入っておりまして、それ以外のソフトに関しましては各学校で購入をしていただいて、インストールをしていただく予定になっております。

また、セキュリティー面といたしましては、パソコンにつなぐチェーンを今回用意しまして、盗難等の防止にさせていただきたいと考えます。また、情報セキュリティーの関係につきましては、U S B や F D への記憶をできないような、媒体へのデータ保存ができないようなシステムになっております。ただし外部からのインストール、要するに外部からのデータ導入は、可能なシステムになっております。

以上が今回のパソコン配備についてでございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
稲垣委員。

稲垣委員 パソコンの U S B への接続についてご説明をいただいたのですが、情報セキュリティーは非常に大変なのですが、セキュリティーをあまり意識するがために、使い勝手が非常に悪くなるということだけは、気をつけていただけたらと思っております。意見です。

委員長 他にはいかがですか。
学校関係ではあるのですが、話が少しそれるのですが、パソコン関係については、学校事務のところと、それから教育委員会庶務のところとのパソコンについてはまだ配備はされないような状況なのでしょうか。

学校教育課庶務係長 現在、計画の段階ですが、情報管理課のほうでシステムの再構築ということで、財務会計システムですとか、学校と学校教育課を結ぶパソコン配備計画につきまして、今いろいろと検討を重ねているところでございます。即導入ということにはいかないと思いますが、他市の状況等を検証しているところでございます。財務会計システムにつきましては、従来からやはり学校ごとに伝票が打てるような形をとったほうがいいのではないかというご意見を頂戴しておりまして、今、実現に向けてこちらの担当課と電子情報課において協議をしているところでございます。

委員長 ありがとうございます。
ぜひ早くシステム化ができたらいいなと思っております。よろしく願いいたします。
他にはございませんでしょうか。よろしいですか。
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「一学期の学校状況について」、「教員免許更新制について」、「夏季休業中の教員研修等について」、「国際交流事業報告」の4件を、指導室長よりお願いします。

指導室長 それでは私からただ今の4件に1件加えさせていただき、5件をご報告申し上げます。

1点目は「1学期の学校状況について」でございます。

全小中学校では1学期大きな学校事故はなく終了することができました。1学期の運動会、体育大会実施校は小学校8校、中学校6校です。セーフティー教室の1学期実施校は小学校9校、中学校5校となっております。それから小学校5年生の小田良の里での宿泊体験学習は、8校が実施済みでございます。また、7月20日より野沢温泉村で小学校6年生の宿泊体験学習が始まっております。児童生徒のクラブ活動、部活動等の活動状況は、別紙7月18日現在の資料の通りでございます。ご参照ください。

2点目は「教員免許更新制について」でございます。

平成19年6月の改正教育職員免許法により、平成21年4月1日より教員免許更新制が導入されます。更新制の目的は、その時々で、教員として必要な資質、能力が保持されるよう最新の知識、技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。制度の主なポイントとしましては、次の三つがございます。一つ目は、平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に、10年間の有効期限が付されることです。二つ目は、免許状の更新については、現在の免許状には有効期限がないことから、教員の生年月日により、免許状の更新期限を定めています。また、更新期限前の2年間で大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講修了することが、必要となります。

3点目は、平成21年4月からの10年間で、旧免許状を持っている教員全員が、更新講習を受講修了することとしています。教員免許状の更新は教員の自己責任となっております。

続いて、夏季休業中の教員の研修等について申し上げます。初めに、夏季休業中の研修では、稲城市の研修には、延べ476人、都の夏の研修には31人、玉川大学の研修には7講座7名、初任者2、3年次研修には、夏の研修でございますが、延べ114人が出席いたします。

次に夏季休業中の教員の海外旅行につきましては、延べ46人が予定をしております。これは7月18日現在の人数でございます。旅行先といたしましては、アメリカ、カナダに17人、ヨーロッパに11人、中国、台湾に8人、韓国4人、東南アジア3人、アフリカ、その他3人、となっております。

4点目は国際交流事業についてで、ございます。アメリカ・オレゴン州ユージン学園の児童17名と、保護者等17名の合計34名が、7月10日木曜日から13日日曜日までの3泊4日のホームステイによる本市訪問をいたしました。期間中の7月11日金曜日には、稲城第一小学校で、授業交流し、午後は保護者のみ稲城第三中学校で交流をいたしました。第一小学校では、集会活動や、英語活動、こちらの体験等、また第三中学校では、英語の授業や琴の体験、茶道などの部活動体験を

いたしました。また、モンゴルのウランバートル第23番外国語特別学校日本語科の13歳から18歳までの子どもたち10名と、教員1名が7月14日月曜日から21日月曜日までの7泊8日のホームステイで本市を訪問しました。日本語と日本文化の学習を主な目的としておりますため、期間中は、稲城第七小学校、長峰小学校、若葉台小学校、稲城第一中学校、稲城第三中学校、稲城第六中学校の6校で通常の授業を受け、水泳の学習も参加するとともに、中学校では部活動等も体験いたしました。モンゴルの子どもたちの真剣に学ぶ姿勢が素晴らしく、稲城の児童生徒にとっても良い体験になったと考えております。

最後に、課題策定会議についてご報告させていただきます。今年度は、学びの基盤づくり、教員研修、学校評価についての3ヵ年を設定しております。学びの基盤づくりについては、家庭、学校、の学習の習慣化など持続可能な学習を可能とするための基盤づくりの具体的な方策の検討をします。教員研修では教員経験5年未満の若手教員に対しての研修体系、また、教員経験の長い教員に対する研修体系等の検討をしてまいりたいと考えております。学校評価では、学校評価の公開に向け、市としてのパブリック評価と、各学校のマイ評価の内容の検討を進めてまいります。以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。
いかがでしょうか。
はい、稲垣委員。

稲垣委員 「クラブ活動・部活動等の対外活動に関する状況調査」という表を今頂いているのですが、中学校では、非常に稲城第六中学校が盛んに活動されているのが、これを拝見してわかりますし、またA訪問で伺いましたときにも、とても活発にされていて子どもたちが非常に真剣に学んでいる姿を拝見させていただきました。このリストに載っていない稲城第二中学校、稲城第四中学校における部活動の状況というのがもし、わかりましたらお願いします。

指導室長 それぞれの学校におきましては、部活動は、かなり力を入れて進めている状況でございます。この7月18日現在の調査でございますが、1学期中、夏休みにかけてその他の学校については対外的な顕著なものにはなっていないということでございます。今後に期待してまいりたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。他にはございませんか。
それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会事務所等について」、体育課長よりお願いします。

体育課長 まず、この件につきましては、体育指導員を中心に広報等により広く呼びかけを行い、会に賛同されたみなさんと一緒に、総合型地域スポーツクラブ設立を考

える会を平成18年1月に設立いたしました。経過といたしましては、これらにつきましては、イベント等あらゆる機会をとらえ、周知、啓発を行うなどPRに努めてまいりました。

こうした経過を踏まえて、お手元の資料にありますように、総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会として発足する運びとなりました。発足式につきましては、平成20年6月22日に発足式を行いました。つきましては、活動拠点となる社会体育施設であります総合体育館の2階のウェルネスライブラリー、テレビジョンがおいてあります2階の一部を事務所として暫定的に使用いたしたいと考えております。今後の準備会の予定といたしましては、21年度中において、クラブの設置、自立した運営を行いたいと考えております。

以上が経過報告でございます。

なお、資料の内容につきましては、発足式の当時に配付いたしました資料と、総合型地域スポーツクラブの名称をあいクラブという形で準備委員会を組織いたしました。

体育指導員を中心に総勢33名のみなさんのご協力を得まして、各部会に分かれて、市民を主体にした総合型地域スポーツクラブ設立ということで進めていきたいと考えております。

委員長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後3時16分閉会)